

社会福祉法人二王子会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人二王子会 定款 第23条の規定に基づき、役員の報酬について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員に対する報酬の額は、別表に定めるものとする。

(職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼務し、職員給与を受けている役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は、支給しないものとする。

2 職員給与の支給を受けている役員が1人のときは、個人情報の保護の観点から公表しない。

(報酬の支払方法)

第4条 当月分の支給日は、翌月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程 第6条 第2項の規定に準ずるものとする。

(報酬の日割り計算)

第5条 新たに選任された役員は、就任の日から報酬を支給する。

2 任期が満了した役員は、満了の日までの報酬を支給する。

3 役員が任期の途中で辞任または死亡により退任し、または解任された場合は、退任または解任の日までの報酬を支給する。

4 第1項、第2項並びに第3項について、任期が1か月未満の月であるときの報酬は、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

5 引き続き役員に就任した場合、日割り計算により満了の日と就任の日が重複される際は、別表に定める報酬の額を上限とする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって社会福祉法 第59条の2 第1項 第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 (令和元年9月13日)

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

別 表

令和2年1月1日施行

名 称	報 酬	備 考
理事長 業務報酬（月額）	20,000 円	非常勤
理 事 業務報酬（月額）	10,000 円	非常勤
監 事 業務報酬（月額）	10,000 円	非常勤